

## 労使協定(賃金テーブル)の記載例 ③

### (記載例③)

#### 別表2 対象従業員の基本給、手当及び賞与の額

下記の要件の場合

- ・ 賃金等級：3等級に区分
- ・ 賞与：支給なし
- ・ 通勤手当：上限あり（上限2万円）
- ・ 退職金：前払い退職手当を毎月の賃金額で支給

【派遣先事業所が大阪府の場合】

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	通勤手当 (※2)	前払い退職手当 (※3)	合計額 (※4)	職業安定局長通知の一般賃金額	左記の対応年数	通勤手当	前払い退職手当 (※3)	合計額 (※4)
A ランク	上級ソフトウェア開発技術者 (AI関係等高度なプログラム言語を用いた開発)	2,292	—	138	2,430	2,290	10年	—	138	2,428
B ランク	中級ソフトウェア開発技術者 (Webアプリ作成等の中程度の難易度の開発)	1,849	—	111	1,960	1,847	3年	—	111	1,958
C ランク	初級ソフトウェア開発技術者 (Excelのマクロ等、簡易なプログラム言語を用いた開発)	1,405	—	85	1,490	1,401	0年	—	85	1,486

#### ＜記入上の注意事項＞

- ※1 基本給額には派遣労働者の基本給及び各種手当（賞与、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。
- ※2 通勤手当の算出方法  
 $20,000 \text{円} \times 12 \text{ヶ月} \div 52 \text{週} \div \text{週の所定労働時間 (40時間)} = 115.384\dots$   
 → 72円超のため上記の算式には含めない（通勤手当として上記の時給額とは別途支払う）
- ※3 前払い退職手当の算出方法  
 職業安定局長通知の一般賃金額  $\times$  6%（小数点未満の端数は切り上げ）  
 （自社の前払い退職金も同じ額で良い）
- ※4 自社の賃金額の合計額が職業安定局長通知の合計額以上であれば良い。  
 （個々の項目ごとに比較する必要はない。例えば前払い退職手当が0円でも基本給が高く、合計が職業安定局長通知の合計額以上であれば問題ない）